## 土地の売買をする方へ

長野市都市整備部都市計画課



こんなとき、市役所へ届出が必要です。

土地は限られた貴重な資源であり、私たちの生活や産業経済活動の共通の基盤です。

また、住み良いまちづくりの基礎となるものです。このことから、一定の条件に該当する土地の売買の際には、届出が必要になります。

## ―土地を譲渡する場合―

下記に該当する土地を有償で譲渡するときは、<u>事前に</u>「公有地の拡大の推進に関する法律」 (公拡法)に基づく届出が必要です。

〇届 出 者 土地の譲渡者(売主)

〇届出が必要な土地 ・都市計画施設等の区域内にある土地(200 ㎡未満は除く)

市街化区域で5,000 ㎡以上の土地(市街化調整区域は適用外)

- 飯綱高原都市計画区域で 10,000 ㎡以上の土地

**○届 出 先 都市計画課(第二庁舎 5階) 電話 224-5050** 

## ―土地を取得した場合―

下記に該当する土地を取得したときは、国土利用計画法(国土法)に基づく届出が必要です。

〇届 出 者 土地の取得者(買主)

〇届出が必要な土地 ・市街化区域 2,000 ㎡以上

市街化調整区域 5,000 ㎡以上

都市計画区域外 10,000 ㎡以上

〇お問い合わせ先 企 画 課(第一庁舎 6階) 電話 224-5010

## ≪注意≫

届出をしなかったり、偽りの届出をした場合には、法律に基づき処罰されることがあります。 届出の対象となる事案など、ご不明な点は、お問い合わせください。